

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○江崎委員長 次に、階猛君。

○階委員 おはようございます。民主党の階猛です。

早速、質問に入らせていただきます。

今回の裁判官の配偶者同行休業に関する法律は、きっかけは人事院の意見の申し出にあつたかと思えます。その人事院の方にお伺いしますけれども、先日伺ったところ、そもそも、民間企業で同様の制度、すなわち配偶者の同行休業制度が導入されているケースがどれだけあるのかということをお尋ねしたところ、制度としてちゃんとあるのが〇・九％。ちなみに、調査対象は、常勤の従業員数が五十人以上の企業ということで、六千三百十四社と伺っていますけれども、五十人以上ですから、全体的に見ると、私の印象では、地方とかも含めると結構大きい方の会社だと思わんですが、その大きい方の会社の中でも、制度としてあるのが〇

・九％、事実上それに近いようなものがあるというのが〇・七％、合計しても一・六％ぐらいなんです。

そういう民間の状況の中で、よく人事院さんが官民比較で公務員の待遇をどうこうというお話をされるわけですが、そういう民間の状況を踏まえた場合に、今回、この制度を公務員に導入していく理由というのはどの辺にあるのかということをまず御説明いただけますか。

○井上政府参考人 お答えいたします。

我が国の少子高齢化が急速に進展する中、社会全体として、育児や介護を含め、両立支援制度の拡充に取り組むことが求められており、公務においても、職員が家庭責任を全うしながら能力を最大限に発揮して勤務するためには、柔軟な働き方の推進を図るとともに、それぞれの事情やニーズに応じた継続的に勤務することができるような選択肢を拡充していくことが重要であり、このような観点から、人事院は、育児休業、介護休暇など、仕事と家庭生活の両立支援制度の拡充に積極的に取り組んできたところであります。

このような中で、公務においては、仕事と配偶者等との家庭生活の両立に關しまして、配偶者の外国勤務等に伴い、これに同行するため、有為な人材が離職を余儀なくされ、継続的な勤務が困難となるケースが生じておりましたが、この点については、政府においても、ことし六月に閣議決定された日本再興戦略において、「男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組む。」こととされ、その具体的な工

程として配偶者の転勤に伴う離職への対応等が掲げられ、政府から人事院に対し検討要請もあつたところであります。

これらを踏まえ、人事院として、各府省の人事管理や公務運営への影響も考慮しつつ検討した結果、仕事と家庭生活の両立支援の一つの方策として、公務での活躍が期待できる有為な人材の継続的な勤務を促進し、公務の円滑な運営に資する観点から、配偶者同行休業制度を創設することが適当であると考へ、本年八月、国会と内閣に意見の申し出を行ったところであります。

委員御指摘のとおり、民間企業への同趣旨の制度の普及率は多くはないものの、この配偶者同行休業は、両立支援の推進による有為な人材の活用に資するものであり、また、日本再興戦略において、仕事と家庭生活の両立支援策として意義のあるものとして位置づけられていることから、公務における両立支援推進のための方策の一つとして積極的に対応することについて相応の理解と納得は得られるのではないかとこのように考えております。

○階委員 「まずは公務員から率先して取り組む」という日本再興戦略のくだりも引用されていますけれども、今現在、民間の導入状況は、先ほど申し上げたとおり極めて低い、かつ、裁判官におきましても、先ほどの質疑の中で、この制度が導入されたとしても、年間二、三人かなというお話でした。そういう中で、かつ、人事院の意見というのはあくまで国家公務員を対象にしていますから、裁判官は射程の範囲外だと思っております。

今のようなことを踏まえた上で、なお、今回、法案を提出するということはどういう判断に基づくものなのか、これは法案担当の大臣からお願いしたいと思います。

○谷垣国務大臣 委員のおっしゃるように、一般職の国家公務員と特別職の公務員であります裁判官とはいろいろな人事上の規律も違うところがございませう。しかし、そういういろいろな違うところは制度をいろいろ立てなければなりませんけれども、大きな方向としては、国家公務員の職務規律と大体同様なものを裁判官もやっていくという方向で今まで整備もしてまいりました。

そして、先ほどから御議論のように、さつきは滅私奉公というのはちよつと今はどうかということも申しましたけれども、職業生活と家庭との両立というのは日本全体にとつても極めて必要なことであろうと私は思っております。

再興戦略の文言も引いての御答弁もありました。が、やはり裁判所にとりましても、あるいは法務省なんかでも同様でございますが、非常に職務に通じてきた方々が家庭生活を重視したいということとおやめになってしまうということは、戦力としても極めて痛いということも今までなかったわけではない、このように思っております。そういうことがございましたので、最高裁判所もそのようにお考えになったと思えます。

したがって、このような法案を出させていだいたと考えております。

○階委員 私が思いますには、民間が、公務員あるいは裁判官がこういう制度を導入されたことで

自分たちもやろうとついでてきてくれるかどうか、これをちゃんと担保することが重要だと思っております。公務員だけあるいは裁判官だけこういう制度が導入できて、仕事と家庭生活を両立できますとはいっても、民間の方では相変わらず夫婦ばらばらに生活せざるを得ないような状況が続くのであれば、これは公務員だけが特権だということになって、かえって、日本全体で見た場合、格差の意識が強まるのではないかと、公務員に対する、あるいは裁判官に対する不公平感というのが強まるのではないかと思っております。この配偶者同行制度を民間に導入させて普及させていくというのが重要だと思っております。

その民間に普及させていくような施策を積極的に講じていく必要があると思っております。これは日本再興戦略の趣旨からしてもそういうことだと思っております。大臣として、この点についてどのようにお考えになるかということをお願いいたします。

○谷垣国務大臣 この法案を与党の中で審査していただく中で、自民党におきましても階委員と同じような御意見があったと承知しております。結局、公務員だけいろいろな勤務条件がいいのではないかと、公務員だけ出てくるのではないかと、懸念を示す意見もありました。ですから、そういう懸念ができるだけ当たらないようにしていきたいかなきゃいかぬというのは、私もそのとおりだと思います。

まず随より始めよということで風穴をあけた後に民間がついてきていただくことを私どもは期待しているわけですが、期待する、期待する

というだけではなかなか進まないと思えます。

では、どういうふうな政府として取り組んでいくかというのは、法務省の、法務大臣が直接それに携わるわけでは必ずしもございませんが、結局内閣府と厚生労働省が協力して、今、階委員がおっしゃった、民間にも推進していくような活動を進めていくということではないかと思えます。

個別企業が配偶者同行休業制度を導入して効果を上げたような事例もいろいろな仕組みを通じて発信していくことが必要だと思いますし、私が今、全部、内閣府や厚生労働省に先立っているいろいろなことを申し上げるのは差し控えなきやなりません。そういう取り組みをされていくことを期待しております。

○階委員 ぜひ、内閣の一員であります谷垣法務大臣も、その点十分配慮して、民間にもこういう制度が広く普及されるように御尽力いただければと思っております。

その上で、今回の法案なんです、配偶者同行休業の制度を設けることにより、裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判事務等の円滑な運営に資することを目的とする。と第一条に書いてあります。休業の制度が継続的な勤務を促進するということに結びつくためには、休んでいる間、やはりスキルアップにちゃんと取り組んでいただく必要があると思っております。

今法制度も本当に激変しておりますし、多分これから三年間の間に、民法の債権法の改正正ということもあるかもしれません。三年たてば、幾ら優秀な裁判官であるとはいえず、大分、法律に対す

る知識とかあるいは感覚というのが鈍ってくるような気がします。それは、私も経験を踏まえて、私も、弁護士でしたけれども、この世界に入ってから六年ぐらいたちますと、基本法の知識もあやふやになってきていまして、大変情けない話なんです。

育児休業の場合はまた別だと思っただけです。やはり育児の場合はそれだけで大変なお仕事ですから、その上に裁判官としてのスキルアップをしろというのも、ちょっと酷な話だと思います。ただし、今回の場合は、育児とは関係なく、配偶者の異動に伴って海外に行くというわけですから、余裕の時間は基本的にはあると思っただけです。そういう時間をスキルアップに役立てていただくと、余るのが私は原則であるべきだと。

もっと言えば、原則は、やはり海外で仕事をさせていただく。裁判官の場合は、海外での仕事が留学で行くぐらいしかないということだったんですけど、仕事がないんだしたら、せめてスキルアップにつながるようないろいろな取り組みをしていただくのが私はあるべき姿だと思っただけです。この点について、これは最高裁から御答弁いただけますか。

○安浪最高裁判所長官代理人 お答えいたします。私どもにおきましても、この配偶者同行休業の機会を活用して同行していく裁判官につきまして、その国の法制度であったり、裁判の実情であったり、そういうものについても見聞を広め、自己研さんに努めるよう働きかけてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

○階委員 ぜひそれはお願いしたいと思っております。運用上のことですので、最高裁、しっかりとお願いいたします。

次に、法律の第二条、「この法律にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」ということで、自民党さんは、内縁とかそういうものについては、家族制度を守る立場から異論を唱えられる方が多いと承知しておりますけれども、そもそも、届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるかどうかというのはどういうふうに判断されるのだろうかという疑問があります。大臣、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 この法律案における配偶者は、階委員今おっしゃいましたように、届け出をしないけれども事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、こうされているわけですね。

その認定に当たっては、必ずしも具体的な基準が法上定められているわけではありません。社会通念上夫婦であると認知されるに至る程度にその関係が明らかであるかどうか、これは最高裁判所においてちゃんとした判断をしていただく、適切な判断をしていただくということになるだろうと思っております。

しかし、あえて一般論で申し上げれば、例えば、結婚式を挙げているとか、夫婦であることを周りに報告しているであるとか、あるいは長期間同居して生活をとりにしているとか、そういった要素を総合して判断するんだろうな、そういうふうにご考えております。

○階委員 例えば、専業主婦の方とか、配偶者の収入と一緒に暮らしているという場合は、所得の申告とかでわかると思うんですが、今回の場合は、基本的に共働きの御夫婦あるいは内縁の方々間で問題になるわけですから、客観的なもので判断するというのはなかなか難しいという問題があると思っております。そこを奇貨として、何でもかんでも、これは事実上婚姻関係と同様となると、ちょっと私は問題だと思っております。そこは留意していただきたいということなんです。

それから、配偶者がどういう事情で外国に行った場合に同行休業が認められるかということ、第二条の二項には、「外国での勤務その他の最高裁判所規則で定める事由」ということになっております。

この「最高裁判所規則で定める事由」というのは、具体的にどういうものを想定されていますか。最高裁、お願いします。

○安浪最高裁判所長官代理人 この法律が成立しました後に、最高裁におきまして規則をつくってまいることになるわけでございますけれども、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律におきましても、委任に基づきまして、人事院規則で定められることになっておりますので、人事院規則で定められることとなる事由と同様の事由を定めていくことになろうかと考えております。

具体的に申し上げますと、海外の大学等におきます修学または研究、事業の経営、ボランティア活動など、一定程度長期間にわたって外国に住所または居所を定めて滞在する者が規定されると

うことになるのではないかと考えております。

○階委員 そのも明確に規則を定めていただくようお願いいたします。

それから、今回の制度を利用しようということ
で申請をした場合において、第三条ですけれども、
最高裁判所は、裁判事務等の運営に支障がないと
いう場合に認めるということです。先ほどの質疑
でも、その点について御議論がありました。

ただ、そもそも、今現在、裁判事務等の運営に
支障がない状況であるかどうかというところを私
は疑問に思っています。

先回の別な質疑でお尋ねしました。今回、用地
取得加速化プログラムというのできまして、被
災地で管財人をより迅速に選べるようにしようと
いうことなんですけれども、肝心な家庭裁判所の
裁判官が被災地にはいないのではないかとこの
とで、実際問題、被災地にどれぐらい裁判官がい
るのだろうかとお尋ねしたところ、御答弁いただ
けませんでした。改めて、その点について、被災
地の裁判官の配置状況はどうなっているかとい
うことをお尋ねします。

○安浪最高裁判所長官代理者 お答え申し上げま
す。

手元にある資料で申し上げます。盛岡地家裁管
内の支部を例にとって御説明を申し上げますと、
この盛岡地家裁管内の支部に配属されております
裁判官は、花巻、遠野、一関に各一人の裁判官が
配置されております。水沢、二戸、宮古は、いわ
ゆる裁判官非常駐庁ということになっております。
○階委員 このように、岩手県でも、三つの支部

で非常勤の裁判官で週に二日とか三日とか来ても
らっているという状況です。

これは岩手の話ではないんですけれども、つい
先日、青森の十和田市の市議会議長から東北弁護
士会連合会の会長に出された。ペーパーですけれど
も、十和田市とその周辺地域の司法の充実を求め
る意見書ということで、十和田市には青森地方裁
判所十和田支部、家庭裁判所十和田支部、検察庁
十和田支部が置かれているんだけど、青森地
家裁八戸支部に在籍する裁判官一名が填補で週三
日のみ勤務して、週のうち二日間は青森地家裁十
和田支部の裁判官が不在であったということで、
最近多少その状況は緩和されつつあるけれども、
依然非常勤であるということです。こういったこ
とから、何とか常勤裁判官を置いてくれというよ
うな申請もあるわけですね。

こういう中で、今回、裁判事務等の運営に支障
がないということは、全国的に見て、果たして、
簡単に言えるのだろうか。裁判事務等の運営、た
だでさえ、今こういうような要望が上がってきて
いる状況で、安易に運営に支障がないということ
は言えないというふうに思っております。この点
について、大臣の御所見、いかがでございますし
ょうか。

○谷垣国務大臣 特に、今の階委員の御発言は、
必ずしも被災地だけではなくというニュアンスが
含まれていたと思います。

裁判所のあるいは裁判官の人的体制の充実とい
うのは、これは本来、最高裁判所で適切に御判断
をいただけることだと思っております。

私としては、法務省としては、当然、裁判所の
そういう御判断、御要請を受けて、法務省として
もそれをバックアップしていくということである
うと思っております。

○階委員 裁判事務等の運営に支障がないとい
うことを安易に認めて同行休業を認めるというこ
とになると、それに不満を抱く方も多く全国津々浦
々にいらつしやるということはぜひ肝に銘じてい
ただければと、法の運用に当たっては重々留意し
ていただきたいと思います。

これは確認的な質問でございますけれども、今
回、同行休業を認める期間ということで、三年を
超えない範囲の期間と言っているんですが、例え
ば、外資系の企業に配偶者が勤めている場合です
と、何回も海外赴任ということはあり得るわけ
ですね。例えば二年ぐらいの期間で一年置きに行っ
ているみたいなこともあり得るわけですよ。

そのような場合、一回当たり三年を超えない期
間であれば、この法律では何回この制度を利用し
てもいいということで考えられるのでしょうか。

これは参考人の方からお願いたします。

○小川政府参考人 御指摘のとおり、配偶者同行
休業の取得の回数につきましては、上限は設けて
おりません。

○階委員 そうすると、たびたび行っていたら裁
判官は仕事ができませんかということがあると思
うんです。

私も、物には限度があると思っております。幾
ら外資系の企業に勤めている配偶者と結婚したか
らといって、この制度を利用してしよつちゅう海

外に行かれては日本の司法制度はもたないだろう。また、裁判官というのは本当にこの国にとって大事な人材であるから、基本はやはりちゃんと勤務し続けていただきたいと思っています。

今、制度上は何回も利用可能だということなんです。何らかの歯どめということを設けなくてはいけないような気がするんですけども、この点については何かお考えというのはあるのかどうか。大臣でなくても、参考人でもいいですが、お願いします。

○小川政府参考人 御指摘のとおり、職業によっては、裁判官の配偶者が頻繁に外国で勤務などを行う事例も考えられるということでございますが、この点については、基本的には、最高裁判所において、事案ごとに、個別具体的事由を踏まえて適切に判断するものと承知しております。

なお、最高裁判所においては、この制度の趣旨を逸脱するような濫用的なケースということであれば、もちろん想定はされたいとは思いますが、休業を承認しないことになるというふうにお考えであるというふうには伺っておりません。

○階委員 濫用的なケースは認めないということ、恐らく、濫用的なケースかどうかを判断するに当たって、三条の二項にあります、当該裁判官の配偶者が当該期間中外国に住所または居所を定めて滞在する事由を明らかにしろという条文があるんですけど、その事由をどの程度ちゃんと書かせて、かつ、それをちゃんと証明させるかということが重要なのかなと思っていますけれども、この点については、どの程度証明ないし疎明を求める

つもりなのかということ、参考人の方から聞かせてください。

○小川政府参考人 御指摘の点につきましても、運用の問題として、最高裁において、今後、各府省の取り扱いなども見ながら適切に対応していくものと承知しております。

なお、最高裁判所においては、御指摘の事由の判断に当たっては、その裁判官の申述のほか、必要に応じ、例えば配偶者の在勤状況ですとか海外赴任等の事実がわかる資料などの提出を求めることを想定しているというふうには伺っております。

○階委員 次に、第五条なんです。配偶者同行休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、その配偶者同行休業の期間中報酬その他の給与を受けない。ある意味、当然のことを言っているような気がするんですけども、ちょっとこれも確認ということなんです。憲法八十条の二項、裁判官は、在任中、報酬は減額されないというような条文があるんですけども、そのことと整合性はとれているのかどうかということを確認させていただきます。

○小川政府参考人 今御指摘のありました憲法の報酬減額規定は、裁判官の職権の独立を脅かすおそれがある報酬の減額を禁止したものでありまして、性質上、そういったおそれがない場合における減額は、憲法に違反しないと解されております。配偶者同行休業制度につきましても、その減額が一定期間にわたる職務からの離脱に基づくものであること、それから、職務からの離脱の開始及び終了、報酬の減額の開始及び終了が裁判官の自

由な意思に起因するものであって、外部の判断に起因するものでないこと、それから、職務からの離脱、報酬の減額に伴う制度が、個々の裁判官に向けられたものではなく、公務員一般などにも同様の制度が予定され、制度的に確立されたものであること、こういった点を全てこの休業制度は満たしますので、裁判官の職権行使の独立を侵害するおそれはなく、憲法に違反しないものと解されております。

○階委員 最後に、ややテクニカルな話でもあるんですが、ただ、この法律が、配偶者と同行して家庭生活と仕事の両立を図ることですから、本当に家庭生活と両立できているかどうかというのをチェックすることが可能かどうかというのが重要だと思っています。

なので、大臣の方にあえてお尋ねしますけれども、例えば、配偶者同行休業の承認が効力を失う事由として、「当該配偶者同行休業をしている裁判官の配偶者でなくなった場合」、この配偶者でなくなった場合は、さっきの質問で確認したとおり、事実婚も含むわけですね。あるいは、配偶者同行休業の承認を取り消す場合として、「配偶者と生活を共にしなくなった場合」というのがあるわけですね。これは、事実婚の場合はもちろん、普通の婚姻の場合でも、生活をともにしなくなった場合というのはなかなかチェックが難しいのかなと思っていますけれども、こういったところについてどうやってチェックしていくのかということについて、私はこの法律の趣旨からして非常に重要かなと思っていますけれども、大臣のお考えを

最後に聞かせてください。

○谷垣国務大臣 行政府と立法府の関係から申し上げますと、ちよつとかた苦しいことを申し上げますが、これはやはり司法部、裁判所において適切に判断していただくと、私は本来答弁すべきものだと思っております。ただ、いろいろ伺いますと、例えば、今おっしゃったような、配偶者が死亡した場合あるいは配偶者でなくなった場合、その他いろいろ、届け出を行うように求めるといったことを裁判所は今ではお考えのようでございますから、そういう仕組みを通じて適切に判断していただけるものと考えております。

○階委員 はい。どうもありがとうございました。